

# 福岡市公報

令和8年6月8日 第7242号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
○特定調達契約等に係る一般競争入札の実施 (第160号) .....	1
○開発行為に関する工事の完了 (第161号) .....	3
○指定管理者の公募 (第162号) .....	3
<b>市 教</b>	
○指定管理者の公募 (公告第1号) .....	6
<b>水 道 局</b>	
○一般競争入札の実施 (公告第21号) .....	9
○特定調達契約等に係る一般競争入札の実施 (公告第22号) .....	11

## 公 告

### 福岡市公告第160号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約等を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市契約事務規則の特例を定める規則第5条の規定により次のように公告する。

令和8年6月8日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 借入件名

2626 中学校プログラミングデジタル教材貸貸借

##### (2) 数量

一式

#### 2 入札日時

令和8年6月26日午前10時30分（郵送による場合は、同月25日午後4時までには必着とする。）

#### 3 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10の2第1項の規定により落札者を決定する。

- 4 詳細は、入札説明書による。
- 5 入札説明書を次のとおり交付する。

(1) 場所

ア インターネット

福岡市ホームページ

URL [https://www.city.fukuoka.lg.jp/kyoiku-kanri/2026edu\\_programming2626.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/kyoiku-kanri/2026edu_programming2626.html)

イ 窓口

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市教育委員会指導部教育ICT推進課

電話 092-711-4767

(2) 期間等

ア インターネット

この公告の日から令和8年6月14日午後4時まで

イ 窓口

(ア) 期間

この公告の日から令和8年6月14日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(イ) 時間

午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

【英文の要約】

SUMMARY

1. Item(s) up for tender

(1) Nature of the product(s) or service(s) to be procured

Lease of Digital Learning Tools for Programming for Junior High Schools (Project Reference No. 2626)

(2) Quantity of the product(s) or service(s) to be required

1 set

2. Date & Time of tender

10:30 a.m., June 26, 2026

(Tender by post to arrive by 4 p.m., June 25, 2026)

3. For further details, refer to the Tender Explanation Form.

4. The Tender Explanation Forms are available as follows:

(1) Place

a. Online: Fukuoka City website

[https://www.city.fukuoka.lg.jp/kyoiku-kanri/2026edu\\_programming2626.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/kyoiku-kanri/2026edu_programming2626.html)

b. Office: ICT in Education Section, Guidance Department,  
Board of Education Secretariat, Fukuoka City Hall  
1-8-1, Tenjin, Chuo-ku, Fukuoka City  
Tel: (092) 711-4767

## (2) Period and Time

## a. Online

From the date of this notice to 4 p.m., June 14, 2026

## b. Office

## (a) Period

From the date of this notice to June 14, 2026, excluding weekend(s)

## (b) Time

From 10 a.m. to 4 p.m., except from noon to 1 p.m.

**福岡市公告第161号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和8年6月8日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
福岡市南区弥永二丁目8番3から8番5まで及び8番15から8番17まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
福岡市南区弥永一丁目11番12号  
新光株式会社

**福岡市公告第162号**

福岡市地域交流センター条例（以下「条例」という。）第16条第1項本文の規定に基づき、次の公の施設について指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、福岡市地域交流センター条例施行規則（以下「規則」という。）第24条の規定により次のように公告する。

令和8年6月8日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
福岡市博多南地域交流センター	福岡市博多区南本町二丁目
福岡市和白地域交流センター	福岡市東区和白一丁目

## 2 指定の予定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

## 3 管理の業務の範囲

- (1) 当該公の施設の利用の許可に関する業務
- (2) 当該公の施設の利用の制限に関する業務
- (3) 当該公の施設の使用料の徴収に関する業務
- (4) 当該公の施設の使用料の減免に関する業務
- (5) 当該公の施設の施設、附属設備等の維持及び修繕に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

## 4 管理の基準

### (1) 開館時間等

規則第2条及び第3条第2項に定める開館時間等。ただし、提案内容により開館時間等を延長することがある。

### (2) 休館日等

規則第3条に定める休館日等。ただし、提案内容により休館日等を変更することがある。

### (3) 使用料の徴収

条例第7条第1項から第4項までに定める額を徴収すること。

### (4) 使用料の納入の手續

収納した使用料について、市長が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）に、収納日の翌日（同日が休館日又は指定金融機関の休業日である場合は、その翌日以後の最初の休館日でない指定金融機関の営業日）までに納入すること。

### (5) 使用料の減免の基準及び手續

条例第9条並びに規則第19条及び第20条に定める基準及び手續によること。

### (6) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律第66条第2項において準用する同条第1項に定めるところによること。

### (7) 利用者の利用を制限するときの要件

条例第6条に定める要件によること。

### (8) 管理に係る対価の支払方法

会計年度ごとに支払うこととし、支払時期及び支払方法については指定管理者との協議により別途定める。

## 5 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準

### (1) 方法

(2)に掲げる基準の適合審査

### (2) 基準

- ア 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。
- イ 当該公の施設の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 当該公の施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。
- エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める基準
- 6 指定管理者の候補者となることができる資格
- 市内に事務所を有する法人その他の団体（以下「団体」という。）又は団体により構成される共同事業体であって、次のいずれにも該当しないもの
- (1) 福岡市契約事務規則第2条第1項及び第2項に規定するもの
- (2) 団体又はその代表者が、所得税、法人税、消費税、地方消費税及び本市市税を滞納しているもの
- (3) 自らの責めに帰すべき事由により、5年以内に指定管理者の指定の取消しを受けたもの
- (4) 団体又はその代表者が、次のいずれかに該当するもの
- ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること。
- イ 暴力団員が実質的に運営していること。
- ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること。
- エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること。
- オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること。
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること。
- (5) 団体又はその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反する者として関係機関に認定された日から2年を経過しないもの
- (6) その他指定管理者として社会通念上ふさわしくないもの
- 7 詳細は、募集要項による。
- 8 募集要項を次のとおり配布する。
- (1) 方法
- 本市ホームページから(2)に掲げる期間中にダウンロードすること。
- (2) 期間
- 令和8年6月8日から同年8月7日まで
- 9 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先
- (1) 受付期間
- ア 期間
- 令和8年7月21日から同年8月7日まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- イ 時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出先

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（市民局コミュニティ推進部公民館支援課）

電話 092-711-4654

市 教

福岡市  
福岡市教育委員会  
公告第1号

福岡市音楽・演劇練習場条例（以下「練習場条例」という。）第14条第1項本文及び福岡市立市民センター条例（以下「市民センター条例」という。）第16条第1項本文の規定に基づき、次の公の施設について各区分ごとにそれぞれ指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、福岡市音楽・演劇練習場条例施行規則（以下「練習場条例施行規則」という。）第19条及び福岡市立市民センター条例施行規則（以下「市民センター条例施行規則」という。）第23条の規定により次のように公告する。

令和8年6月8日

福岡市長 高 島 宗 一 郎  
福岡市教育委員会

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

区分	名 称	所 在 地
1	福岡市塩原音楽・演劇練習場	福岡市南区塩原二丁目
	福岡市立南市民センター	
2	福岡市立中央市民センター	福岡市中央区赤坂二丁目

2 指定の予定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

3 管理の業務の範囲

- 福岡市塩原音楽・演劇練習場  
練習場条例第13条第2項各号に掲げる業務
- 福岡市立南市民センター及び福岡市立中央市民センター  
市民センター条例第15条第2項各号に掲げる業務

4 管理の基準

- 福岡市塩原音楽・演劇練習場  
ア 開館時間

練習場条例施行規則第2条第1項第2号に定める開館時間。ただし、提案内容により開館時間を変更することがある。

イ 休館日

練習場条例施行規則第3条本文及び同条第2号に定める休館日。ただし、提案内容により休館日を変更することがある。

ウ 使用料の徴収

練習場条例第6条第1項並びに練習場条例施行規則第11条及び第12条に定める額を徴収すること。

エ 使用料の納入の手続

収納した使用料について、市長が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）に、収納日の翌日（同日が休館日又は指定金融機関の休業日である場合は、その翌日以後の最初の休館日でない指定金融機関の営業日）までに納入すること。

オ 使用料の減免の基準及び手続

練習場条例第7条及び練習場条例施行規則第15条に定める基準及び手続

カ 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律第66条第2項において準用する同条第1項に定めるところによること。

キ 利用者の利用を制限するときの要件

練習場条例第3条第1項に定める要件

(2) 福岡市立南市民センター及び福岡市立中央市民センター

ア 開館時間等

市民センター条例施行規則第6条に定めるセンターの開館時間及びセンター駐車場の供用時間。ただし、提案内容により開館時間又は供用時間を変更することがある。

イ 休館日等

市民センター条例施行規則第7条に定める休館日及び休館日におけるセンター駐車場の供用時間。ただし、提案内容により休館日又はセンター駐車場を供用しない日を変更することがある。

ウ 使用料の徴収

市民センター条例第9条第1項並びに市民センター条例施行規則第17条、第19条及び第19条の2に定める額を徴収すること。

エ 使用料の納入の手続

収納した使用料について、指定金融機関に収納日の翌日（同日が休館日又は指定金融機関の休業日である場合は、その翌日以後の最初の休館日でない指定金融機関の営業日）までに納入すること。

オ 使用料の減免の基準及び手続

市民センター条例第11条並びに市民センター条例施行規則第22条及び第22条の2に定める基準及び手続

カ 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律第66条第2項において準用する同条第1項に定めるところによること。

キ 利用者の利用を制限するときの要件

市民センター条例第5条及び第6条に定める要件

5 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準

(1) 方法

次号に掲げる基準の適合審査

(2) 基準

ア 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。

イ 当該公の施設の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該公の施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長及び教育委員会が必要と認める基準

6 指定管理者の候補者となることができる資格

市内に事務所を有する法人その他の団体（以下「団体」という。）又は当該団体により構成される共同事業体であって、次のいずれにも該当しないもの

(1) 福岡市契約事務規則第2条第1項及び第2項に規定するもの

(2) 団体又はその代表者が、所得税、法人税、消費税、地方消費税及び本市市税を滞納しているもの

(3) 自らの責めに帰すべき事由により、5年以内に指定管理者の指定の取消しを受けたもの

(4) 団体又はその代表者が、次のいずれかに該当するもの

ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること。

イ 暴力団員が実質的に運営していること。

ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること。

エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること。

オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること。

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること。

(5) 団体又はその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反する者として関係機関に認定された日から2年を経過しないもの

(6) その他指定管理者として社会通念上ふさわしくないもの

- 7 管理に係る対価の支払方法  
会計年度ごとに支払うこととし、支払時期及び支払方法については指定管理者との協議により別途定める。
- 8 詳細は、募集要項による。
- 9 募集要項は次のとおり配布する。
- (1) 方法  
本市ホームページから次号に掲げる期間中に掲載する募集要項等をダウンロードすること。
- (2) 期間  
令和8年6月8日から同年8月7日まで
- 10 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先
- (1) 受付期間
- ア 期間  
令和8年7月13日から同年8月7日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
- イ 時間  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 提出先  
福岡市中央区天神一丁目8番1号  
福岡市役所（市民局コミュニティ推進部生涯学習課）  
電話 092-711-4655

---

水 道 局

---

### 福岡市水道局公告第21号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市水道局契約事務規程第5条の規定により次のように公告する。

令和8年6月8日

福岡市水道事業管理者 中 村 健 児

#### 1 電子入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
電気A	高宮配水場電気設備棟電気設備設置工事	総合評価落札方式
	高宮配水場非常用発電設備設置工事	
	南畑ダム水源情報伝送装置更新工事	

電気A又はB	甘水取水場電気設備更新工事	
	江川系導水管流量計局遠方監視制御設備更新工事	
	西区能古地内電気防食対策工事	
管B	高宮配水場電気設備棟給排水衛生設備工事	
防水	乙金配水場1系-2配水池防水工事	総合評価落札方式
管1種A	東区和白東2丁目地内No.4配水管布設工事	
	城南区別府1丁目地内配水管布設工事	
	中央区渡辺通4丁目地内配水管布設工事	
	中央区平尾4、5丁目地内No.2配水管布設工事	
	東区高美台4丁目地内配水管布設工事	
	中央区桜坂3丁目地内配水管布設工事	
	東区和白丘3丁目地内No.2配水管布設工事	
	城南区荒江1丁目地内外2件配水管布設工事	
	博多区博多駅東1丁目地内外1件配水管布設工事	
	博多区大博町地内配水管布設工事(概算数量設計)	
	東区御島崎2丁目地内No.2配水管布設工事	
	中央区笹丘1丁目地内配水管布設工事	
管2種A	博多区吉塚本町地内φ600mm配水管布設工事	総合評価落札方式
管2種B	南畑系導水管更新工事(23工区)	落札方式
管2種C	南区花畑3丁目地内φ300mm配水管布設工事	

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

URL [https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku-info/keiyaku\\_hp/contract\\_index.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku-info/keiyaku_hp/contract_index.html)

(2) 期間

この公告の日から令和8年6月15日まで(日曜日及び土曜日を除く。)

(3) 時間

午前6時から午後10時まで

## 福岡市水道局公告第22号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約等を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市水道局契約事務規程の特例を定める規程第5条の規定により次のように公告する。

令和8年6月8日

福岡市水道事業管理者 中 村 健 児

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入等件名

ア 単価契約 水道メーター（φ13mm）購入外1件

イ 単価契約 水道メーター（φ20mm）購入外1件

## (2) 予定数量

ア 単価契約 水道メーター（φ13mm）購入外1件

(ア) 水道メーター（φ13mm）購入

14,900個

(イ) 水道メーター（φ13mm、地上式）購入

100個

イ 単価契約 水道メーター（φ20mm）購入外1件

(ア) 水道メーター（φ20mm）購入

26,900個

(イ) 水道メーター（φ20mm、地上式）購入

100個

## 2 入札日時

入札日時は、次に掲げるとおりとする（郵送による場合は、令和8年7月21日午後5時までに必着とする。）。

(1) 単価契約 水道メーター（φ13mm）購入外1件

令和8年7月22日 午後2時

(2) 単価契約 水道メーター（φ20mm）購入外1件

令和8年7月22日 午後2時10分

## 3 落札者の決定方法

地方自治法第234条第3項本文の規定により落札者を決定する。

4 詳細は、入札説明書による。

5 入札説明書を次のとおり交付する。

(1) 場所

福岡市博多区博多駅前一丁目28番15号

福岡市水道局総務部契約課

電話 092-483-3127

(2) 期間

この公告の日から令和8年6月22日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 時間

午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

【英文の要約】

SUMMARY

1. Item(s) up for tender

(1) Nature of the product(s) or service(s) to be procured

- a. Unit price contract: Purchase of water meters (φ13mm) and one other item
- b. Unit price contract: Purchase of water meters (φ20mm) and one other item

(2) Quantity of the product(s) or service(s) to be required

- a. Unit price contract: Purchase of water meters (φ13mm) and one other item
  - (a) Purchase of water meters (φ13mm)  
14,900 units
  - (b) Purchase of water meters (φ13mm above ground type)  
100 units
- b. Unit price contract: Purchase of water meters (φ20mm) and one other item
  - (a) Purchase of water meters (φ20mm)  
26,900 units
  - (b) Purchase of water meters (φ20mm above ground type)  
100 units

2. Date & Time of tender

- (1) Unit price contract: Purchase of water meters (φ13mm) and one other item  
2 p.m., July 22, 2026
- (2) Unit price contract: Purchase of water meters (φ20mm) and one other item  
2:10 p.m., July 22, 2026  
(Tender by post to arrive by 5 p.m., July 21, 2026)

3. For details, refer to the Tender Explanation Form.

4. The Tender Explanation Forms are available as follows:

(1) Place

Contracts, Acquisition & Inspection Section, General Affairs Department,  
Waterworks Bureau, Fukuoka City1-28-15, Hakata-eki-mae, Hakata-ku,

Fukuoka City

Tel: (092)483-3127

(2) Period

From the date of this notice to June 22, 2026, excluding weekend(s)

(3) Time

From 10 a.m. to 4 p.m., except from noon to 1 p.m.

